

海外の政府における飼養に関する定量的基準等の一覧

■各国概要

国名	概要	
イギリス	人口	約 6,600 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬約 850 万頭、猫 750 万頭 ¹ (2016 年)
	登録状況	犬は自治体レベルで登録
	マイクロチップ	2016 年犬のみ義務化
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006 年動物福祉法 (Animal Welfare Act 2006) ・ 2018 年動物福祉規制 (The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018) (イングランド地方のみ) ・ 犬の繁殖に関するガイダンス (Defra Guidance notes for Breeding Dogs) ・ ペットの販売に関するガイダンス (Selling Animals as Pets) の他、馬の貸し出し、犬の一時預かり、猫の一時預かり、犬の家庭での一時預かり、犬のデイケア、展示動物の飼育と訓練に関してのガイダンスあり。 ・ Code of Practice for the Welfare of Dogs ・ Code of Practice for the Welfare of Cats 等
ドイツ	人口	約 8,270 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬約 920 万頭飼育、猫約 1,370 万頭 ² (2017 年)
	登録状況	犬税あり、犬の登録は州または自治体レベルで登録、猫の登録も一部自治体で実施
	マイクロチップ	州や自治体により義務化しているところもある
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物保護法 (Tierschutzgesetz) ・ 犬に関する法規命令 (Tierschutz-Hundeverordnung) ・ ドイツ連邦狩猟法 ・ 各州の州法 等
フランス	人口	約 6,700 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬約 740 万頭飼育、猫約 1,350 万頭飼育 (2016 年) ³
	登録状況	犬は自治体レベルで登録
	マイクロチップ	犬猫ともに譲渡前の個体識別及び登録は義務だが、マイクロチップの装着は義務ではない (入れ墨も可)
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・漁業法典第 2 編第 1 章第 4 節 (動物保護) L214-6~L214-8-1 ・ L214-6 に関する 2014 年 4 月 3 日のアレテ (大臣決定) の付則 (Annex) (動物別の居住環境、社会的環境、移動に関する規定)
日本	人口	約 1 億 2,700 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬猫ともに約 1,000 万頭 (全国ペットフード協会 2017)
	登録状況	犬のみ自治体で登録
	マイクロチップ	義務化されていない
	関連法律・規制	動物の愛護及び管理に関する法律

¹ Pet Food Manufacture's Association (2016) Pet Population 2016 (<https://www.pfma.org.uk/pet-population-2016>) (2018 年 12 月 3 日アクセス)

² ドイツペット用品産業協会 (Industrieverband Heimtierbedarf (IVH) e.V.) とドイツペット貿易・産業協会 (Zentralverband Zoologischer, Fachbetriebe Deutschlands (ZZF) e.V.) が毎年発行しているペット白書の 2017 年版 ("2017 The German Pet Market: Structure and Sales Data") より。
(https://www.zzf.de/fileadmin/files/ZZF/Marktdaten/The_German_Pet_Market_2017.pdf) (2018 年 12 月 3 日アクセス)

³ "Nouvelle enquête Facco et Kantar TNS," *La Revue de l'Alimentation Animale*, 19 juin, 2017
(<http://www.revue-alimentation-animale.fr/actualites/nouvelle-enquete-facco-et-kantar-tns/>) (2018 年 12 月 3 日アクセス)

■海外の政府における飼養に関する定量的基準等の一覧（未定稿、順次追記予定）

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）				原典	罰則の有無	備考
① スペース								
犬								
イギリス	ブリーダー 一般飼育者 生体販売者※	犬の体重 (kg)	ケージ の面積 (㎡)	最小床面積/1頭 (㎡)	高さ (m)	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018: Guidance notes for conditions for breeding dogs October 2018 Guidance notes for Breeding Dogs 2.0 Suitable Environment の 2.2 および DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.34	あり	2018 年のレギュレーション及びガイドランスはイングランド地方のみに適用される。 赤はオプションの基準、青は事業者へのオプション
		5kg 未満	4	0.5	2			
5～10kg 未満		4	1.0	2				
10～15kg 未満		4	1.5	2				
15～20kg 未満		4	2	2				
		20kg 以上	8	4	2			
	ブリーダー 生体販売者	床面積は最小限の 1.5 倍が望ましい（青）。						
ドイツ	全体	犬を犬舎で飼育する場合の基準は以下の通りである。				犬に関する法規命令第 6 条「犬舎での飼育に関する要求」の 2 項	あり（同右 法令第 12 条）	
		体高	最小床面積					
		50 cm 未満	6 ㎡					
		50 cm 以上 65cm 未満	8 ㎡					
		65cm 以上	10 ㎡					
		<ul style="list-style-type: none"> 犬舎の各辺の長さは少なくとも犬の体長の 2 倍。どの辺も 2m 以上。 母犬と子犬が一緒に入る場合は上記床面積を 5 割増し（1.5 倍）にする。 						

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考																											
		<ul style="list-style-type: none"> 1 週間のうち少なくとも 5 日間犬舎の外で大部分を過ごす犬の場合は、上記規定が免除されるが、最低 6 m²が必要である。 																														
フランス		犬の収容施設に必要な最小のスペースは、犬 1 匹につき、面積は 5 m ² 、高さは 2m	L214-6 に関する 2014 年 4 月 3 日アレテの Annex II、Section 1、「Chaptre1 犬に特有の規則」の「1 収容施設」第 1 段落 3 行目																													
		体高が 70cm 以上の犬の場合、面積は 10 m ² を下回ってはならない。しかし、この面積で、2 匹の犬を収容することができる	同第 1 段落 6～7 行目																													
		販売施設では、適用除外として、母犬のいない 8 週齢以上の子犬は、以下に示す規準に対応したコンパートメントに収容することができる。 <table border="1" data-bbox="519 938 1348 1311"> <thead> <tr> <th>子犬の体重</th> <th>子犬 1 匹当たりの最小面積</th> <th>コンパートメントの最小面積</th> <th>最小の高さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5kg 未満</td> <td>0.3 m²</td> <td>1.5 m²</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>1.5kg 以上 3kg 未満</td> <td>0.5 m²</td> <td>1.5 m²</td> <td>1.2 m</td> </tr> <tr> <td>3kg 以上 8kg 未満</td> <td>0.75 m²</td> <td>1.5 m²</td> <td>1.2 m</td> </tr> <tr> <td>8kg 以上 12kg 未満</td> <td>1 m²</td> <td>2 m²</td> <td>1.2 m</td> </tr> <tr> <td>12kg 以上 20kg 未満</td> <td>2 m²</td> <td>4 m²</td> <td>1.2 m</td> </tr> <tr> <td>20kg 以上</td> <td>3 m²</td> <td>5 m²</td> <td>1.5 m</td> </tr> </tbody> </table>	子犬の体重	子犬 1 匹当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ (m)	1.5kg 未満	0.3 m ²	1.5 m ²	1.2m	1.5kg 以上 3kg 未満	0.5 m ²	1.5 m ²	1.2 m	3kg 以上 8kg 未満	0.75 m ²	1.5 m ²	1.2 m	8kg 以上 12kg 未満	1 m ²	2 m ²	1.2 m	12kg 以上 20kg 未満	2 m ²	4 m ²	1.2 m	20kg 以上	3 m ²	5 m ²	1.5 m	同第 4 段落全て	
子犬の体重	子犬 1 匹当たりの最小面積	コンパートメントの最小面積	最小の高さ (m)																													
1.5kg 未満	0.3 m ²	1.5 m ²	1.2m																													
1.5kg 以上 3kg 未満	0.5 m ²	1.5 m ²	1.2 m																													
3kg 以上 8kg 未満	0.75 m ²	1.5 m ²	1.2 m																													
8kg 以上 12kg 未満	1 m ²	2 m ²	1.2 m																													
12kg 以上 20kg 未満	2 m ²	4 m ²	1.2 m																													
20kg 以上	3 m ²	5 m ²	1.5 m																													
猫																																

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考																									
イギリス	ブリーダー 生体販売者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>猫の頭数、週齢</th> <th>最低床面積</th> <th>奥行</th> <th>高さ</th> <th>追加スペース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4頭以上または 12週齢未満</td> <td>1 m²</td> <td>0.6m</td> <td>0.6m</td> <td>子猫1頭追加 ごとに0.25 m²</td> </tr> <tr> <td>1頭、12-26週齢</td> <td>0.85 m²</td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2頭、12-26週齢</td> <td>1.5 m²</td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3-4頭、12-26週 齢</td> <td>1.9 m²</td> <td>0.9m</td> <td>1.8m</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	猫の頭数、週齢	最低床面積	奥行	高さ	追加スペース	4頭以上または 12週齢未満	1 m ²	0.6m	0.6m	子猫1頭追加 ごとに0.25 m ²	1頭、12-26週齢	0.85 m ²	0.9m	1.8m	-	2頭、12-26週齢	1.5 m ²	0.9m	1.8m	-	3-4頭、12-26週 齢	1.9 m ²	0.9m	1.8m	-	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.40		
猫の頭数、週齢	最低床面積	奥行	高さ	追加スペース																										
4頭以上または 12週齢未満	1 m ²	0.6m	0.6m	子猫1頭追加 ごとに0.25 m ²																										
1頭、12-26週齢	0.85 m ²	0.9m	1.8m	-																										
2頭、12-26週齢	1.5 m ²	0.9m	1.8m	-																										
3-4頭、12-26週 齢	1.9 m ²	0.9m	1.8m	-																										
フランス		猫の収容施設に必要な最小のスペースは、猫1匹につき2 m ² 。	L214-6に関する2014年4月3日アレテのAnnex II、Section 1、「Chapitre II 猫に特有の規則」の「1 収容施設」第2段落1行目																											
		販売施設では、適用除外として、母猫のいない8週齢以上の子猫は、以下に示す規準に対応したコンパートメントに収容することができる。	L214-6に関する2014年4月3日アレテのAnnex II、Section 1、「Chapitre II 猫に特有の規則」の「1 収容施設」第6段落全て																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>子猫1匹当たりの 最小面積</th> <th>コンパートメントの 最小面積</th> <th>最小の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.25 m²</td> <td>1.5 m²</td> <td>1.5m</td> </tr> </tbody> </table>	子猫1匹当たりの 最小面積	コンパートメントの 最小面積	最小の高さ	0.25 m ²	1.5 m ²	1.5m																						
子猫1匹当たりの 最小面積	コンパートメントの 最小面積	最小の高さ																												
0.25 m ²	1.5 m ²	1.5m																												
② 設備等																														
犬																														
イギリス	ブリーダー 生体販売者	ケージのメッシュは、針金の直径が2mm以上（14標準ワイヤゲージ）、動物の手足や体が挟まれないような直径5センチ以下の鍵穴を推奨、排水も1：80の勾配にする。	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018,																											

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
			p.32		
③ 温度、臭気、音、明るさ等					
犬					
イギリス					
ドイツ		屋内飼育する場合は、自然採光が確保できる部屋のみとする。人間が使用する目的でない部屋を使用する場合は、採光が入る窓はその部屋の床面積の少なくとも 1/8 の大きさが必要である。	犬に関する法規命令第 5 条	あり	
フランス		—			
④ 提供物（食事、水、おもちゃ、ケア、散歩等）					
犬					
イギリス	ブリーダー 生体販売者	食事：腐りやすい食品は提供後 24 時間以内に片付けること。成犬の食事と水は 1 日 4 回チェックすること。	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.17 および p.35		
		散歩：成犬は最低でも 1 日 2 回リードにつないで散歩を 20 分以上行うこと。	同上, p.36		
		清掃：1 日 1 回は犬のケージを清掃し、動かせるものは掃除と消毒を最低でも週に 1 回実施する。	同上, p.34		
		ケア：16 時間のうち最低でも 4 回、4-5 時間ごとに子犬に食事や付き添いができる適切なスタッフが必要。平日は 4 時間ごとに、夜中も最低一度はチェックされなくてはならない。	同上, p.32		
ドイツ		飼育管理者は犬に常に十分な量と質の水と、十分な量と質の餌を提供しなければならない。	犬に関する法規命令第 8 条		

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
		飼育管理者は犬種による特性を考慮しながら、1日最低でも1回は犬舎を、1日2回は繋留をチェックし、健康状況を注意しなければならない。	犬に関する法規命令第8条	あり(犬舎や繋留に問題があるのに直ちに修正しなかった場合)	
フランス		病気の犬や、衛生上の理由から一時的に隔離された犬を除き、年齢や保有形態を問わず、要求に応じて、犬同士で走りまわったり遊んだり、また人間とふれあえるよう、毎日屋外に解放される。	L214-6に関する2014年4月3日アレテのAnnex II、Section 1、「Chapitre I 犬に特有の規則」の「3 運動」第2段落1～3行目		
		屋外の運動場を持たない販売施設では、毎日、犬をコンパートメントから屋内の運動場に出さなければならない。	同第2段落3～5行目		
猫					
イギリス	ブリーダー 生体販売者	12週齢未満の子猫は1日最低4回、適切な間隔で与える。	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.41		
		1日1回は猫のケージを清掃し、動かせるものは掃除と消毒を最低でも週に1回実施する。	同上,p.41		
フランス		(猫の) 収容施設のスペースには、それぞれの猫が休息と観察のための場所を確保し、また、他の猫から離れて過ごすことができる、高さの異なる台が配置される。睡眠を可能にする台の面積は、猫1匹につき2㎡と見積もられる。	L214-6に関する2014年4月3日アレテのAnnex□、Section 1、「Chapitre□ 猫に特有の規則」の「1 収容施設」第3段落全体		
⑤ 繁殖動物の場合の条件（妊娠可能月齢、出産回数等）					
犬					
イギリス	ブリーダー	1歳以上	犬の繁殖に関するガイダンス (Defra)		

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
	生体販売者	上限 6 歳 出産は年 1 回	Guidance notes for Breeding Dogs) 5.0 Housing with or apart from other dogs 1999 年犬の繁殖と販売（福祉）法 （Breeding and Sale of Dogs (Welfare) Act 1999）（イングランド地方以外）		
フランス	ブリーダー	2 年間に 3 回超出産させてはならない	L214-6 に関する 2014 年 4 月 3 日ア レテの「CHAPITRE II、犬と猫の繁 殖に関する規定」		
⑥ 社会的環境（同種個体との接触、人間との接触等）					
犬					
イギリス	ブリーダー 生体販売者	人間との社会性：1 日の終わりに 1 時間以内の人間とのふれあい時間を 設けること（青）。	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018,p.37		
フランス		犬は毎日、人間や他の犬との積極的な相互の接触ができる。	L214-6 に関する 2014 年 4 月 3 日ア レテの Annex□、Section 1、 「Chaptre□ 犬に特有の規則」の「2 社会的接触」5～6 行目		
猫					
イギリス	ブリーダー 生体販売者	猫は 1 日 10 分以上毎日人間との接触を持ち、子猫は最低でも 1 日 4 回 以上 20 分ずつの接触をすること。	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018,p.42		
フランス		全ての猫は、毎日、遊びの時間と、人間との積極的な相互の接触を享	L214-6 に関する 2014 年 4 月 3 日ア		

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
		受する。	レテの Annex□、Section 1、 「Chaptre□ 猫に特有の規則」の「2 社会的接触」第3段落全体		
⑦ その他					
飼育担当者の要件					
イギリス	ブリーダー 生体販売者	<ul style="list-style-type: none"> 中等教育までの教育資格、職業関連資格及び職業資格を管理する資格・試験監査機関（Office of Qualifications and Examinations Regulation：OFQUAL）のレベル 2、または相応の産業界で認識された訓練または店舗での訓練、経験に基づいたに（動物ケアの）能力、知識、専門性を保持したスタッフが、動物をケアしなければならない。 OFQUAL のレベルを 12 か月で履修し、2 年以内に資格を取得すること。 OFQUAL のレベル 3 を有する正社員、フルタイムのスタッフを在中させなければならない（赤）。 	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.11		
ドイツ	動物取扱業者	主務官庁に、取り扱う動物の種類、責任者、場所等を届け出る。責任者は、必要な資格と経験を研修または以前の職業または動物と関わった経験を持っていることを、主務官庁との技術的面談で証明しなければならない。	動物保護法第 11 条		
フランス		責任者は、動物が収容されている敷地内に、少なくとも 1 名の能力証明書保持者が、常勤で存在することを確認する。能力証明書保持者の不在は、法定休暇、休暇、訓練に必要な期間、出張に限定され、31 日	L214-6 に関する 2014 年 4 月 3 日ア レテの Annex□、「Chaptre□ 職員」		

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
		間を超えてはならない。			
		能力証明書保持者が退職した場合、求人中、能力証明書保持者の不在を補える知識または十分な経験を有する、動物に接する職員が最低 1 人いる場合は、3 か月の不在の猶予は許容される。			
飼育担当者 1 人当たりの飼養頭数の上限					
イギリス		フルタイムの飼育者 1 人当たりの犬の飼育頭数は 20 頭まで	環境衛生研究所（The Chartered Institute of Environmental Health : CIEH）（2014）CIEH Model License Conditions and Guidance for Dog Breeding Establishments		
ドイツ	ブリーダー	10 頭までの繁殖犬およびその子犬	犬に関する法規命令第 3 条	あり（同右法令第 12 条）	
移動					
犬					
イギリス	販売・ブリーダー	緊急時の移動：避難時の適切な移動時間は 30 分以内とする。	DEFRA（2018）The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.25		
		4 時間以上の旅行の場合は、旅行計画を作成する（青）。	同上, p.35		
猫					
イギリス		8 週齢未満の子猫は、母猫が病気か死亡していない限りは、親子で移動すること。	同上, p.41		

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
管理・繋留					
犬					
ドイツ		繋留で犬を飼育する場合は、繋留は固定せず、最低でも 6m の長さで自由に滑走するレールに取り付ける。また横に 5m の動きができるようにする。	犬に関する法規命令第 7 条	あり	
		生後 12 か月未満の犬、妊娠期間の最後の 1/3 に達している母犬、授乳中の母犬、繋留が痛み・苦しみ・害を与えるような病気の犬は繋留による飼育は禁止する。	犬に関する法規命令第 7 条	あり	
猫					
イギリス		健康管理と記録： 6 か月未満の毎週の猫は、毎週体重と体調の記録を付け、トレースできるようにすること。	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.42		
		留守：獣医の助言なしに 24 時間以上放置してはならない。	同上, p.42		
動物の状態に関する表現が含まれる事項（アニマルベースメジャー関係）※追記予定					
イギリス	ブリーダー 生体販売者	<ul style="list-style-type: none"> 動物は、以下の観点から、常にその品種と状況（健康状態と年齢含む）に適した環境に置かれている必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> ① 行動ニーズ (behavioral needs) ② 状況、空間、空気の質、清潔さと温度 ③ 水の質 ④ 騒音レベル ⑤ 明るさレベル ⑥ 換気 スタッフは、動物の福祉を損なうようなグループの混乱（例：喧嘩や侵略）の<u>サインに気づける</u>ような訓練をしていなくてはなら 	DEFRA (2018) The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets, October 2018, p.12-13		
			同上, p.16.		

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
		ない。			
		・ 食事の量、頻度、あげ方、食事の内容は、 品種、個体の行動、栄養学的なニーズに合わせて、決定されなくてはならない 。スタッフは飼育責任を持つすべての品種に関しての知識を有していなければならない。	同上, p.16.		
		・ 食事：腐りやすい食品は提供後 24 時間以内に片付けること。成犬の食事と水は 1 日 4 回 チェック すること。	同上, p.17 および p.35		
		・ エンリッチメント：動物の自然な行動を促す環境エンリッチメントは、 種に応じて適切に提供 されなくてはならない。 ・ 種に応じて、 目新しく興味を引くエンリッチメントのための設備を定期的に変更しなくてはならない。新しい設備が導入された際には、スタッフはその新しいものが動物のストレスになっていないかを 注意深くモニター しなければならない。	同上, p.18		
		・ 全ての動物の行動と変化はモニターされなければならない。	同上, p.19		
		・ すべての動物に対して、 痛み、苦痛、怪我、病気または異常行動の兆候がないかどうかを、必要に応じて少なくとも 1 日 1 回、定期的にチェック する必要がある。脆弱な動物はより頻繁にチェックを行う必要がある。痛み、苦痛、怪我、病気または異常な行動の兆候は記録に残されていなければならない。獣医師（または魚の場合、適切な能力のある人）の助言を得てそれに従わなければならない。	同上, p.23		
		・ 犬：犬が暑すぎたり寒すぎたりしていないかを 確認 しなくてはな	同上, p.33		

国名	対象	基準（ガイドライン等含む）	原典	罰則の有無	備考
		らない。犬が暑い・寒いという <u>サインを示した場合は、犬の福祉を確保するための対策を講じ</u> なければならない。			
		・ 猫：健康管理と記録：6か月未満の毎週の猫は、毎週 <u>体重と体調の記録を付け</u> 、トレースできるようにすること。	同上, p.42		
ドイツ		飼育管理者は <u>犬種による特性を考慮しながら</u> 、1日最低でも1回は犬舎を、1日2回は繫留をチェックし、 <u>健康状況を注意</u> しなければならない。	犬に関する法規命令第8条	あり（犬舎や繫留に問題があるのに直ちに修正しなかった場合）	

（注1）イギリス・イングランド地方においては、上記に整理した「ペットの販売に関するガイダンス」（The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018 Guidance notes for conditions for selling animals as pets）以外にも、犬の繁殖、馬の貸し出し、犬の一時預かり、猫の一時預かり、犬の家庭での一時預かり、犬のデイケア、展示動物の飼育と訓練に関しての、各ガイダンス、及びCode of Practice for the Welfare of Dogs、Code of Practice for the Welfare of Cats等のCode等の基準がある。それらの資料の中の基準は、上記の表にはまだ含まれておらず、今後追記予定。

（注2）民間団体の基準（イギリス：ケンネルクラブ ABS、犬猫愛護連盟（ADCH）等、ドイツ：動物保護連盟、獣医師協会（TVT）、ケンネルクラブ等、フランス：ケンネルクラブ、猫ブリーダー協会等）も収集し、情報整理中。